

板橋産連

ニュース

第1159号
2014・12・1

発行：一般社団法人 板橋産業連合会
板橋区仲宿54-10 ☎(3962)0131
FAX(3962)0133
協力：板橋区

NEWS

- ◆平成27年新年賀詞交歓会のご案内
- ◆健康保険の高額療養費制度が変わります
- ◆工業統計調査にご協力ください
- ◆板橋産連の主な予定とお知らせ
- ◆第13回安全衛生推進大会が開催されました
- ◆救急救命講習を実施しました
- ◆新規会員紹介

平成27年新年賀詞交歓会のご案内

師走の候、会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は会の事業にあたり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年も残すところわずかとなりましたが、事務局では恒例の「新年賀詞交歓会」を下記により開催いたしたく準備を進めておるところでございます。

諸事厳しい折ではございますが、今回は板橋区をはじめ関係官公署、ならびに友誼団体の幹部の方々をお招きして、有意義な懇談の機会として頂ければ幸に存じます。

時節柄ご多用のこととは存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席をご予定下さいますようご案内申し上げます。

準備の都合もございますので、同封の申込書により12月22日(月)までにお申込下さいますようお願い申し上げます。

記

日時：平成27年1月16日(金)午後5時から

場所：板橋産連会館 3階会議室 板橋区仲宿54-10(3962)0131

会費：1名 7,000円 下記金融機関までお振込み下さい

巢鴨信用金庫 板橋支店 普 812441

一般社団法人 板橋産業連合会 会長 吉川 宏

(恐れ入りますが、お振込み手数料はご負担くださいますようお願いいたします。)

第13回 安全衛生推進大会が開催されました。

～ 豊島・板橋・練馬地区 ～

平成26年11月10日(月)午後1時30分より、東京信用金庫本店ビル8階ホールにて豊島・板橋・練馬地区安全衛生推進大会が開催されました。当日は三区の事業場代表者、安全衛生担当者、関係者等220名が参加されました。

(主催：池袋労働基準監督署、(一社)池袋労働基準協会、建設業労働災害防止協会東京支部 豊島・板橋・練馬分会、協賛：(一社)板橋産業連合会、他 池袋労働基準監督署管内 業種団体等)

大会は、主催者である本城信善池袋労働基準監督署長、横山正二池袋労働基準協会会長の挨拶の後、ご来賓として高野之夫豊島区長からのご祝辞がありました。

次に、安全衛生表彰式が行われ、池袋労働基準監督署長表彰は、事業場の安全衛生体制が確立していること、安全衛生推進計画により、労使・協力業者が一体となってリスク低減対策を推進していること、過去3年以上、休業災害ゼロを継続していることなどから表彰されます。また池袋労働基準協会会長賞は、安全衛生活動を積極的に推進している事業場に対しその功績をたたえるため授与されます。

板橋地区では会員であります(株)トッパンテクノが池袋労働基準監督署長賞を受賞されました。また、長江建材工業(株)、東京都プリプレス・トッパン(株)が池袋労働基準協会会長賞を受賞されました。



池袋労働基準監督署長賞 株式会社トッパンテクノ



池袋労働基準協会会長賞 長江建材工業株式会社



受賞者の皆様



池袋労働基準協会会長賞
東京都プリプレス・トッパン株式会社

健康保険の高額療養費制度が変わります。

高額療養費の自己負担限度額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成27年1月診療分より、70歳未満の所得区分が3区分から5区分に細分化されます。

70歳未満の方の区分

<平成26年12月診療分まで>

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分A (標準報酬月額53万円以上の方)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
②区分B (区分Aおよび区分C以外の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
③区分C (低所得者) (被保険者が市区町村税の非課税者等)	35,400円	24,600円

注)「区分A」に該当する場合、市区町村税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分A」の該当となります。

<平成27年1月診療分から>

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分 (標準報酬月額53万～79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分 (標準報酬月額28万～50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ (低所得者) (被保険者が市区町村税の非課税者等)	35,400円	24,600円

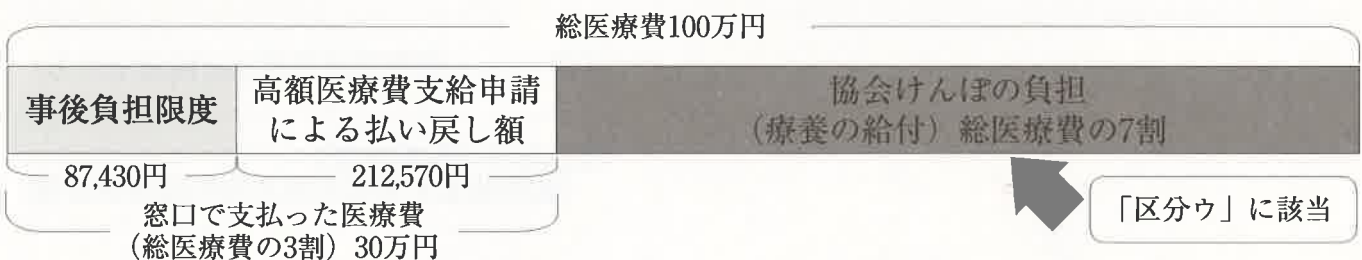
注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

※ 70歳以上75歳未満の方は、平成27年1月からも変更はありません

平成27年1月診療分で標準報酬月額30万円の方の場合の高額療養費

例：窓口負担が70歳未満で3割の方の場合

保険適用の総医療費が100万円の場合、窓口で支払った医療費が30万円となります。



○高額療養費の払い戻しは、医療機関等から提出される診療報酬をもとに支給額を決定しますので、払い戻しまでに診療月から3ヶ月以上かかります。

○払い戻しまで時間を要するため、医療費の支払いに充てる費用として、高額療養費支給見込額の8割相当額を無利子で貸し付ける制度(高額医療費貸付金)があります。

◆自己負担額は世帯で合算できます

世帯で複数の方が同じ月に病気やけがをして医療機関で受診した場合や、お一人が複数の医療機関で受診したり、一つの医療機関で入院と外来で受診した場合は、自己負担額は世帯で合算することができ、その合算した額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。

◆医療費が高額になりそうときは限度額適用認定証をご利用ください

70歳未満の方が入院や外来で診療を受ける場合に、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関窓口で提示すると、入院時等の1ヶ月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

◆平成27年1月1日から限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の区分の表記が変わります

高額療養費の制度改正により所得区分が細分化されたことに伴い、平成27年1月1日から使用できる限度額適用認定証等の区分表記が変更になります。平成27年1月1日以降、以前の区分表記の限度額適用認定証等は使用できませんのでご注意ください。新しい区分表記の限度額適用認定証をお持ちでない方は、最寄りの協会けんぽ都道府県支部に「健康保険限度額適用認定申請書」をご提出ください。

<平成26年12月31日まで>	<平成27年1月1日から>
「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の所得区分	「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の所得区分
①区分A（標準報酬月額53万円以上の方）	①区分ア（標準報酬月額83万円以上の方）
②区分B（区分Aおよび区分C以外の方）	②区分イ（標準報酬月額53万～79万円の方）
③区分C（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	③区分ウ（標準報酬月額28万～50万円の方）
	④区分エ（標準報酬月額26万円以下の方）
	⑤区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）

※70歳以上75歳未満の方はご申請の必要はありません。診療時に、『保険証』と、お持ちの『高齢受給者証』の提示をすれば、限度額適用認定証と同様に、窓口負担が自己負担限度までのお支払いとなります。

板橋産連救急救命講習

<心肺蘇生の手順>

11月10日(月)板橋産連会館3階にて救急救命講習が開催されました。今回の講習では板橋消防署にご協力いただき、公益財団法人 東京防災救急協会にご指導いただきました。当日は27名の方にご参加いただき、緊急時の救命措置の方法(心肺蘇生法の手順とAEDの使用法)を学んでいただきました。



当日の会場の様子

※詳しくは、東京消防庁ホームページの心肺蘇生の手順をご覧ください。

- ①肩をたたきながら声をかける
- ②反応がなかったら、大声で助けを求め、119番通報とAED搬送を依頼
- ③呼吸を確認する
※胸や腹部の動きを見て、「普段どおりの呼吸」をしているか、10秒以内で確認します。
- ④普段通りの呼吸がなかったら、すぐに胸骨圧迫を30回行う ※100回/分のペース
- ⑤胸骨圧迫の後、人工呼吸を2回行う
※約1秒かけて胸の上がりが見える程度の量を、2回吹き込みます。
(
 - ・口対口の人工呼吸がためられる場合
 - ・一方向弁付人工呼吸用具がない場合
 - ・血液や嘔吐物などにより感染危険がある場合)
人工呼吸を行わず、胸骨圧迫を続けます。
- ⑥AEDが到着したら、電源を入れる
- ⑦電極パッドを胸に貼る
- ⑧電気ショックの必要性は、AEDが判断する
- ⑨AEDによりショックが必要と判断された場合、誰も傷病者に触れていない事を確認し、ショックボタンを押します
※以後は、AEDの音声メッセージに従います

工業統計調査にご協力ください

～板橋区役所総務部総務課統計係～

12月31日は工業統計調査の日です

- ・ 製造業を営むすべての事業所が対象となります。
- ・ 12月中旬～1月中旬に、東京都知事から任命された統計調査員がお伺いしますので、御協力をお願いします。

※ 調査内容は統計以外の目的に利用されることはありません。

※ 調査員は調査員証を携帯しています。

《問合せ先》 板橋区役所総務部総務課統計係 TEL 3579-2057

新規会員のご紹介

平成26年11月に新しく入会されました、事業所をご紹介します。

今後とも宜しくお願い致します。

○ 徳丸・成増支部

会社名	株式会社アクアマリン
所在地	東京都板橋区若木2-14-18
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・キャラクター商品開発事業 ・模型、玩具、ノベルティ商品、キャラクター商品の企画、開発、製造、販売

板橋産業連合会の主な予定とお知らせ

予定表詳細はホームページにてご確認ください。

開催日	行事	備考
6月29日(日)～ 毎週日曜日	板橋産連野球大会	決勝戦 12月 7日 予定
12月4日(木)	安全衛生講習会	産連3階会議室
12月5日(金)	環境管理研究会 第3回研修会	産連3階会議室 募集中
12月15日(月)	個別相談会	産連3階会議室 募集中
12月15日(月) ～17日(水)	パソコン教室	産連2階PC教室 募集中
12月17日(水)	12月理事会	産連3階会議室
12月18日(木)	経営者セミナー (経営全般編 1回目)	産連3階会議室 募集中
12月19日(金)	継承者セミナー (経営編 1回目)	産連3階会議室 募集中
12月27日(土) ～1月4日(日)	事務局年末年始休業	
1月16日(金)	板橋産連新年賀詞交歓会	産連3階会議室

板橋産業連合会ホームページ <http://www.itabashisanren.org>